



化学肥料低減に取り組む
農家を応援します



埼玉県
吉見町

化学肥料低減定着対策事業

特定の成分値が低い化学肥料価格の一部
を支援します

申請受付期間 令和6年2月2日（金）まで

詳しくは下記をご覧ください。

◆対象者

吉見町が認定した

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 水稲で1 ha以上の耕作をしている農業者

※①、②は町の名簿で確認できること ③は営農計画書で確認できること

◆対象経費

令和5年6月1日から令和6年1月31日までに
納品、支払を終えた低成分値の化学肥料

◆対象肥料

裏面のとおり

◆補助単価

100円／20kg（予算の範囲内で補助単価の調整あり）

◆補助金額

対象経費の購入量に補助単価を乗じた額
（但し、2,000円未満を除く）

◆必要書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 対象肥料の購入数量、購入日、納品日、購入額が確認できる書類（納品書、領収書等）
- その他、再生協議会会長が認める書類

※申請書等は町ホームページ、産業振興課、JA埼玉中央新吉見支店、
東部営農経済センター吉見営業所にて配布

◆申請方法

窓口申請（令和5年12月4日（月）から）

◆提出先

吉見町農業再生協議会
吉見町役場産業振興課（2階8番窓口）または
JA埼玉中央東部営農経済所吉見営業所

◆申請期限

令和6年2月2日（金）まで



問い合わせ

吉見町農業再生協議会
吉見町産業振興課農政係内 電話0493-63-5015（直通）